

## 漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について

一部改正

21水漁第3038号  
平成22年3月30日  
水産庁長官通知  
22水漁第484号  
平成22年5月25日  
22水漁第2192号  
平成23年3月14日  
23水漁第521号  
平成23年5月31日  
23水漁第2191号  
平成24年4月1日  
24水漁第1938号  
平成25年4月1日  
25水漁第677号  
平成25年6月24日  
25水漁第1555号  
平成26年2月6日  
25水漁第1793号  
平成26年3月20日  
26水漁第1296号  
平成27年2月3日

### 第1 漁業用燃油価格安定対策事業

1 漁業経営セーフティーネット構築等事業実施要領（平成22年3月30日付け21水漁第3037号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第4の2の（1）の漁業用燃油価格安定対策事業に係る参加契約の締結については、次に定めるところによる。

（1）参加契約には、次の事項を定めるものとする。

- ア 積立申込みの受付及び取りまとめに関する事項
- イ 燃油購入数量の申込みの受付及び取りまとめに関する事項
- ウ 申込数量が燃油の使用実態に照らして過大ではないことの証明に関する事項
- エ 購入数量報告の受付及び取りまとめに関する事項
- オ 事業主体との協力に関する事項
- カ 契約の解約に関する事項
- キ 契約対象期間に関する事項
- ク その他契約を適正かつ円滑に履行するために必要な事項

（2）参加契約の期間は、3年間とする。

（3）セーフティーネットの構築に参画しようとする漁連等は、事業主体に対し、参加契約の申請を行う。

（4）参加契約は、その契約対象期間の開始前に締結しなければならない。

2 実施要領第4の3の（1）の積立契約の締結については、次に定めるところによる。

（1）事業主体は、漁業者が申し込む積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。

- ア 事業年度毎の燃油購入数量の設定に関する事項
- イ 燃油補填積立金の納入に関する事項
- ウ 燃油購入数量の報告に関する事項
- エ 漁業用燃油価格差補填金の交付に関する事項
- オ 漁業用燃油価格差補填金の返還等に関する事項
- カ 契約の解約等に関する事項
- キ 契約対象期間

- ク 個人情報の保護に関する事項  
ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項
- (2) 積立契約の期間は、3年間とする。
  - (3) 事業主体との間に実施要領第4の2の(1)の参加契約を締結した漁連等(以下第1において「契約漁連等」という。)は、セーフティーネットへの加入を希望する漁業者の積立申込の申請書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
  - (4) 事業主体は、内部手続の後、契約漁連等を経由して積立申込みをした漁業者に加入の通知をするものとする。
  - (5) (3)及び(4)による積立契約の締結は、その契約対象期間の開始前にしなければならない。
  - (6) 契約漁連等は、地域の漁業者(契約漁連等が漁業種類別団体の場合にあつては、当該団体の関係漁業種類を営む漁業者)がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込の受付その他当該漁業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。
- 3 実施要領第4の3の(2)の事業年度毎の燃油購入数量については、次に定めるところによる。
- (1) 契約漁連等は、加入者の燃油購入数量の申込み書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
  - (2) 契約漁連等は、加入者の提出した数量申込の申請数量が、当該加入者の漁業の実態からみて過大でない場合には、その旨の証明を付すものとする。
- 4 実施要領第4の4の(1)の燃油補填積立金の納入及び(2)の燃油補填積立金の精算については、次に定めるところによる。
- (1) 燃油補填積立金の単価の上限  
水産庁長官は、燃油価格の動向、実施要領第9の2の(2)のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の状況その他の事情を考慮して漁業用燃油の単位数量1キロリットル当たりの燃油補填積立金の額の上限を定め、毎年度事業主体に通知する。
  - (2) 燃油補填積立金の納入  
加入者は、水産庁長官が(1)の規定に基づき定めた額に、実施要領第4の3の(2)の燃油購入数量を乗じて得た額を上限として、一括払又は分割払の方法により、実施要領第8の(1)の規定により事業主体が定める手続に従って燃油補填積立金を納入する。
  - (3) 燃油補填積立金の精算  
事業主体は、積立契約の期間満了時において、当該積立契約の期間が満了する加入者に係る燃油補填積立金の残額がある場合には、(2)により定められた積立金とは別に、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越す。ただし、加入者がセーフティーネットからの脱退を希望する場合には、当該加入者の積立金の残額を返還する。
  - (4) 契約漁連等の協力  
契約漁連等は、燃油補填積立金の納入及び精算について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。
- 5 実施要領第4の5の燃油の購入数量の報告については、次に定めるところによる。
- (1) 事業主体は、漁業用燃油価格差補填金の交付を行うときは、契約漁連等にその旨を通知するものとし、契約漁連等は、加入者に対して当該漁業用燃油価格差補填金の交付の対象となる燃油の購入実績報告(別紙様式第1号)を行うよう指示するものとする。
  - (2) 契約漁連等は、加入者から提出された購入実績報告について、裏付け帳票との照合等により適切であることを確認の上、取りまとめ、その結果を事業主体に報告する。
- 6 実施要領第4の6の漁業用燃油価格差補填金の交付については、次に定めるところによる。
- (1) 補填金の交付  
漁業用燃油価格差補填金の交付は、四半期ごとに、当該四半期の平均原油価格(別紙算式Ⅰにより算出される価格をいう。)が直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格(別紙算式Ⅱにより算出される価格をいう。)を超えた場合に行うものとする。

- (2) 燃油補填金の単価  
漁業用燃油の単位数量1キロリットル当たりの燃油補填金の額は、別紙算式Ⅲにより算出された額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。
- (3) 燃油補填金の交付額  
事業主体が四半期ごとに交付する燃油補填金の額は、実施要領第9の2の(2)のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における燃油補填積立金残高の2倍を限度とする。
- (4) 契約漁連等の協力  
契約漁連等は、加入者に対する漁業用燃油価格差補填金の交付について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

## 第2 養殖用配合飼料価格安定対策事業

- 1 実施要領第5の2の(1)の養殖用配合飼料価格安定対策事業に係る参加契約の締結については、次に定めるところによる。
  - (1) 参加契約には、次の事項を定めるものとする。
    - ア 積立申込の受付及び取りまとめに関する事項
    - イ 配合飼料購入数量の申込の受付及び取りまとめに関する事項
    - ウ 申込数量が配合飼料の使用実態に照らして過大ではないことの証明に関する事項
    - エ 購入数量報告の受付及び取りまとめに関する事項
    - オ 事業主体との協力に関する事項
    - カ 契約の解約に関する事項
    - キ 契約対象期間に関する事項
    - ク その他契約を適正かつ円滑に履行するために必要な事項
  - (2) 参加契約の期間は、3年間とする。
  - (3) セーフティーネットの構築に参画しようとする漁連等は、事業主体に対し、参加契約の申請を行う。
  - (4) 参加契約は、その契約対象期間の開始前に締結しなければならない。
- 2 実施要領第5の3の(1)の積立契約の締結については、次に定めるところによる。
  - (1) 事業主体は、養殖業者が申し込む積立契約について、事前に次の内容を明らかにしておくものとする。
    - ア 事業年度毎の配合飼料購入数量の設定に関する事項
    - イ 配合飼料補填積立金の納入に関する事項
    - ウ 配合飼料購入数量の報告に関する事項
    - エ 養殖用配合飼料価格差補填金の交付に関する事項
    - オ 養殖用配合飼料価格差補填金の返還等に関する事項
    - カ 契約の解約等に関する事項
    - キ 契約対象期間
    - ク 個人情報の保護に関する事項
    - ケ その他契約の適正かつ円滑な履行のために必要な事項
  - (2) 積立契約の期間は、3年間とする。
  - (3) 事業主体との間に実施要領第5の2の(1)の参加契約を締結した漁連等(以下第2において「契約漁連等」という。)は、セーフティーネットへの加入を希望する養殖業者の積立申込の申請書類を受け付けし、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
  - (4) 事業主体は、内部手続の後、契約漁連等を経由して積立申込みをした養殖業者に加入の通知をするものとする。
  - (5) (3)及び(4)による積立契約の締結は、その契約対象期間の開始前にしなければならない。
  - (6) 契約漁連等は、地域の養殖業者(契約漁連等が養殖業種類別団体の場合にあつては、当該団体の関係養殖業種類を営む養殖業者)がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込みの受付その他当該養殖業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。
- 3 実施要領第5の3の(2)の事業年度毎の配合飼料購入数量については、次に定めるところによる。

- (1) 契約漁連等は、加入者の配合飼料購入数量の申込み書類を受け付け、取りまとめ、その結果を事業主体に提出するものとする。
- (2) 契約漁連等は、加入者の提出した数量申込の申請数量が、当該加入者の養殖業の実態からみて過大でない場合には、その旨の証明を付すものとする。
- 4 実施要領第5の4の(1)の配合飼料補填積立金の納入及び(2)の配合飼料補填積立金の精算については、次に定めるところによる。
  - (1) 配合飼料補填積立金の単価の上限  
水産庁長官は、配合飼料及び輸入原料価格の動向、実施要領第9の2の(2)のイに規定する養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金額の状況その他の事情を考慮して、養殖用配合飼料の単位数1トン当たりの配合飼料補填積立金の額の上限を定め、毎年度事業主体に通知する。
  - (2) 配合飼料補填積立金の納入  
加入者は、水産庁長官が(1)の規定に基づき定めた額に、実施要領第5の3の(2)の配合飼料購入数量を乗じて得た額を上限として、一括払又は分割払の方法により、実施要領第8の(1)の規定により事業主体が定める手続に従って配合飼料補填積立金を納入する。
  - (3) 配合飼料補填積立金の精算  
事業主体は、積立契約の期間満了時において、当該積立契約の期間が満了する加入者に係る配合飼料補填積立金の残額がある場合には、(2)により定められた積立金とは別に、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越す。ただし、加入者がセーフティーネットからの脱退を希望する場合には、当該加入者の積立金の残額を返還する。
  - (4) 契約漁連等の協力  
契約漁連等は、配合飼料補填積立金の納入及び精算について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。
- 5 実施要領第5の5の配合飼料の購入数量の報告については、次に定めるところによる。
  - (1) 事業主体は、養殖用配合飼料価格差補填金の交付を行うときは、契約漁連等にその旨を通知するものとし、契約漁連等は、加入者に対して当該養殖用配合飼料価格差補填金の交付の対象となる配合飼料の購入実績報告(別紙様式第2号)を行うよう指示するものとする。
  - (2) 契約漁連等は、加入者から提出された購入実績報告について、裏付け帳票との照合等により適切であることを確認の上、取りまとめ、その結果を事業主体に報告する。
- 6 実施要領第5の6の養殖用配合飼料価格差補填金の交付については、次に定めるところによる。
  - (1) 補填金の交付  
養殖用配合飼料価格差補填金の交付は、四半期ごとに、当該四半期に係る基準配合飼料価格(別紙算式IVにより算出される価格をいう。)が直前7年間の配合飼料価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均配合飼料価格(別紙算式Vにより算出される価格をいう。)を超えた場合に行うものとする。
  - (2) 配合飼料補填金の単価  
養殖用配合飼料の単位数1トン当たりの配合飼料補填金の額は、別紙算式VIにより算出された額を限度とするものとし、事業主体が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。
  - (3) 配合飼料補填金の交付額  
事業主体が四半期ごとに交付する配合飼料補填金の額は、実施要領第9の2の(2)のイに規定する養殖用配合飼料価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における配合飼料補填積立金残高の2倍を限度とする。
  - (4) 契約漁連等の協力  
契約漁連等は、加入者に対する養殖用配合飼料価格差補填金の交付について、事業主体に対し必要な協力を行うものとする。

### 第3 その他

- 1 第1の1の(4)及び第2の1の(4)の規定にかかわらず、平成22年度におけ

る参加契約の締結期限については、平成 22 年 5 月 21 日とし、平成 23 年度における参加契約の締結期限については、平成 23 年 5 月 23 日とする。

2 第 1 の 2 の ( 5 ) 及び第 2 の 2 の ( 5 ) の規定にかかわらず、平成 22 年 4 月 1 日を起算日とする積立契約の締結期限については、平成 22 年 6 月末日とし、平成 23 年 4 月 1 日を起算日とする積立契約の締結期限については、平成 23 年 6 月末日とする。

3 第 1 の 2 の ( 2 ) 及び第 2 の 2 の ( 2 ) の規定にかかわらず、平成 22 年度において締結する積立契約については、その期間を 2 年 6 か月とすることができるものとし、平成 23 年度において締結する東日本大震災の被災者である漁業者に係る積立契約については、その期間を平成 26 年 3 月末日を契約対象期間の末日とする期間とすることができることとする。

#### 第 4 漁業用燃油緊急特別対策

##### 1 漁業用燃油緊急特別対策

漁業用燃油緊急特別対策（平成 25 年 6 月 5 日水産庁決定。以下「特別対策」という。）による漁業用燃油価格差補填金については、第 4 に特別の定めがある場合を除くほか、この通知の他の規定の定めるところによる。

##### 2 特別対策の対象者

第 4 の規定は、平成 25 年 12 月末日までに積立契約を締結した加入者であって、平成 26 年度も特別対策に加入していた者（年度途中で脱退した者を除く。）に適用する。ただし、次のいずれかに該当する者においては、平成 27 年 3 月末日までに積立契約を締結した加入者に適用する。

- ( 1 ) 平成 25 年度又は平成 26 年度に「もうかる漁業創設支援事業」又は「がんばる漁業復興支援事業」、「がんばる養殖復興支援事業」に参画していた者
- ( 2 ) 平成 26 年 1 月以降、新たに漁業に従事した者
- ( 3 ) 漁船建造（修繕）中で平成 25 年 7 月から同年 12 月までの間、操業できなかった者
- ( 4 ) けが、病気により平成 25 年 7 月から同年 12 月までの間、操業できなかった者

##### 3 特別対策の適用燃油補填金

第 4 の規定は、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金に適用する。

##### 4 特別対策発動ライン

第 4 において「特別対策発動ライン」とは、62,000 円／KL（参考：A 重油換算値（原油価格に原油と A 重油の価格差 33 円／L を加えて算出したもの）で 95 円／L）とする。

##### 5 特別対策の補填の交付

第 1 の 6 の ( 1 ) の規定にかかわらず、第 4 の規定による漁業用燃油価格差補填金の交付は、第 1 の 6 の ( 1 ) の場合であって、特別対策発動ラインが別紙算式 I により算出される価格を下回り、かつ、別紙算式 II により算出される価格を超えるときに、水産庁長官が別に定める加入者に行うものとする。

##### 6 特別対策の燃油補填金の交付額

- ( 1 ) 第 1 の 6 の ( 3 ) の規定にかかわらず、当該四半期の末日における燃油補填積立金の残高（6 において「積立残高」という。）が特別対策発動ラインから別紙算式 II により算出される価格を控除して得た価格に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度の設定した燃油購入数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の 2 分の 1 に相当する額（6 において「通常対策相当額」という。）を超える場合には、第 4 の規定による漁業用燃油価格差補填金については、実施要領第 9 の 2 の ( 2 ) のアに規定する漁業用燃油

価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、通常対策相当額の2倍に積立残高から通常対策相当額を控除して得た額の4倍を加えて得た額を限度とする。

(2) 第1の6の(3)の規定にかかわらず、積立契約の締結に当たって当該事業年度の燃油購入数量が50KL以下として申請した加入者(複数の漁業者がグループ単位でその代表者又はグループの名で契約をしている場合であって、グループ平均の当該事業年度の燃油購入数量が50KL以下として申請しているときは、そのグループに属する各漁業者(当該事業年度の燃油購入数量が100KLを超えるものとして申請している者を除く。))については、積立残額が通常対策相当額を超えない場合には、次に掲げるときに応じ、第4の規定による漁業用燃油価格差補填金について、実施要領第9の2の(2)のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、それぞれ次の額を限度とする。

- ① 積立残高の2分の1が別紙算式Iにより算出される価格から特別対策発動ラインを控除して得た価格に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度の設定した燃油購入数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の4分の1に相当する額(②において「特別対策相当額」という。)以下のとき  
積立残高の3倍
- ② 積立残高の2分の1が特別対策相当額を超えるとき  
積立残高に特別対策相当額を加えて得た額の2倍

## 7 差額の調整

- (1) 加入者が死亡、災害等やむを得ない理由なく第4の規定による漁業用燃油価格差補填金の交付を受ける要件を満たしていない場合には、事業主体は、当該加入者に対して、第4の規定により国から当該加入者に対し補助された額に相当する額から第4の規定が適用されなかった場合に国から補助される額に相当する額を控除して得た差額を、燃油補填積立金との相殺、以後に交付される漁業用燃油価格差補填金との相殺、返還等により調整するものとする。
- (2) 当該加入者が(1)の返還に応じない場合には、事業主体は、当該加入者に対し、以後に払い戻される燃油補填積立金の払戻しの停止、以後の積立契約の締結の拒否等の措置を講ずるものとする。

## 第5 省燃油活動推進事業

- 1 実施要領第6の1の(4)の省燃油活動推進委員会については、次に定めるところによる。
  - (1) 事業主体は、省エネに関する有識者3名以上を構成員とする省燃油活動推進委員会を設置するものとする。
  - (2) 事業主体は、省燃油活動推進委員会を設置しようとするときは、省燃油活動推進委員会設置要領を作成の上、別紙様式第3号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
  - (3) 省燃油活動推進委員会設置要領を変更しようとする場合には、(2)に準じて行うものとする。
  - (4) 省燃油活動推進委員会は、事業実施主体の省燃油活動プランの策定に資するよう、10パーセント以上の年間燃油使用量の削減効果を有する省燃油の活動類型の案を定め、水産庁長官の承認を受けた上で、公表するものとする。
  - (5) 省燃油活動推進委員会は、必要に応じて現地確認を行うものとする。
- 2 省燃油活動プランの作成及び承認
  - (1) 実施要領第6の3の(1)の省燃油活動プランについては、別紙様式第4号により作成し、事業主体に申請するものとする。なお、同プラン作成にあたって、事業主体は、省燃油効果のより高い省燃油活動に積極的に取り組むよう事業実施主体を誘導するものとする。
  - (2) 事業主体は、(1)の申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施主体に対して、省燃油活動プランを承認する通知を行うものとする。
    - ア 申請者が、実施要領第6の2に定める事業実施主体であること。

イ アの事業実施主体に属する漁業者全員が実施要領第4又は第5の事業に加入する漁業者であること。  
ウ 省燃油活動プランの内容が、実施要領第6の1の(1)から(4)までに定める活動であること。

- (3) (2)のアの事業実施主体が、浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について(平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知)第2に規定する浜の活力再生プラン(以下「浜プラン」という。)に参加する場合であって、当該浜プランの策定中の地区又は水産庁長官から浜プランの承認を受けている地区に属する場合において、本事業に係る助成の申請が行われたときは、同プランを策定していない地区に属する本事業の事業実施主体からの本事業に係る助成の申請よりも優先して採択することとする。
- (4) (2)の承認後に生じた省燃油活動プランの変更は、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

### 3 事業実施の報告

実施要領第6の3の(2)に定める事業実施報告書は、別紙様式第5号による。

### 4 実施状況の確認

- (1) 事業主体は、事業実施主体における省燃油活動プランの実施状況について、実施要領第6の3の(2)に基づく報告書類等を確認するほか、必要に応じ、省燃油活動推進委員会が現地においてこれを確認するものとする。
- (2) 事業主体が、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに、事業実施主体に対し別紙様式第6号により通知するものとする。

### 5 助成対象経費

- (1) 実施要領第6の4の助成の対象となる経費は、同要領第6の1の(1)から(4)までに掲げる経費並びに事業実施主体が省燃油活動プランを実施するに当たり必要とされる運営、会議の開催及び実施状況の確認に要する経費とし、その助成額は、別表の項目及び助成対象経費の欄ごとに同表の助成水準の欄に掲げる水準のとおりとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する経費は、助成の対象外とする。
- ① 平成26年度末を超えて行う事業の経費、又は同年度末までに精算を行うことが出来ない経費
  - ② 実施要領第6の3の(1)の①の承認を受けなかった場合における、事業実施主体の全ての経費
  - ③ 国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている経費

### 6 助成金の交付

- (1) 事業実施主体は、実施要領第6の3の(1)により省燃油活動プランの承認を受けた場合には、事業主体に対して別紙様式第7号により助成金の交付申請を行い、その交付を受けるものとする。
- (2) 事業主体は、事業実施主体から助成金の交付申請があった場合には、その内容を確認し、妥当と認めるときは、別紙様式第8号により、助成金交付を決定する旨の通知を行うものとする。
- (3) 事業実施主体は、概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、別紙様式第9号の概算払請求書により請求するものとする。
- (4) 事業主体は、(3)の請求があった場合には、これに基づき助成金を交付することができるものとする。
- (5) 事業実施主体は、事業終了後、事業主体に対して別紙様式第10号の精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。
- (6) 事業主体は、実施要領第6の3の(2)に基づき提出のあった事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、別紙様式第11号により事業実施主体に通知するとともに、(5)の規定に基づく請求に係る助成金を交付するものとする。



- (7) 事業主体は、事業実施主体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (8) (7) の助成金の返還は、事業主体が事業実施主体にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (9) 事業主体が事業実施主体に対し(7) の命令をしたときは、事業主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## 第6 省エネ機器等導入推進事業

- 1 実施要領第7の3の(2)の漁業者グループの省エネ計画については、次に定めるところによる。
  - (1) 助成金の交付を受けようとする漁業者グループは、別紙様式第12号(別添2を除く。)により省エネ計画を作成し、事業主体に申請する。
  - (2) 漁業者グループの構成員のうち、東日本大震災で漁船又は漁具(漁業用機器設備を含む。)に被害を受けた漁業者については、(1)で作成する様式に加え、同様式中の別添2を添付するものとする。
- 2 実施要領第7の3の(3)の省エネ機器等評価委員会(以下「委員会」という。)の漁業者グループが行う省エネ計画の評価については、次に定める事項を勘案して行うものとする。
  - (1) 漁業者グループが、省エネを推進する、漁業経営の改善に意欲的であり、かつ、地域の省エネ推進活動の中心的役割を担っているか評価を行うこと。
  - (2) 導入する省エネ機器については、メーカー又は販売店が作成する性能証明書等で燃油使用量に関する数値が比較可能であり、被代替機と比べ10パーセント以上燃油使用量が削減可能か評価を行うこと。
  - (3) (2)にかかわらず、漁船用エンジン(船内機又は船外機)を導入する場合は、当該エンジンが漁業経営体質強化機器設備導入支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23水漁第1456号農林水産事務次官依命通知)第5の1に定めるものか評価を行うこと。ただし、被代替機器と比べ5パーセント以上燃油消費量が削減可能な漁船用エンジンに限るものとする。
  - (4) 機器そのものに省エネ性能はないが省エネ意欲を促進する効果がある燃油消費計モニター等を導入する場合は、原則、漁船用エンジンを導入し、被代替機と比べ10パーセント以上燃油使用量が削減可能な場合であるか評価を行うこと。
- 3 本事業の漁業者グループの全員が、
  - (1) 浜プランに参加する場合であって、
  - (2) 当該浜プランが水産庁長官からの承認を受けている地区に属する場合において、本事業に係る助成の申請が行われたときは、同プランが水産庁長官からの承認を受けていない地区に属する本事業の漁業者グループからの本事業に係る助成の申請よりも優先して採択することとする。
- 4 委員会が省エネ計画の内容を審査し、所定の事項が適切に記載され、助成要件を満たすと認めるときは、事業主体は漁業者グループに対して別記様式第13号により当該計画について承認する旨の通知を行うものとする。
- 5 実施要領第7の3の(4)の事業実施報告は、別紙様式第14号による。
- 6 実施要領第7の4の助成対象経費については、次に定めるところによる。
  - (1) 事業主体は、省エネ機器の導入費用を対象に、漁業者グループへ1/2以内の金額を助成する。なお、助成対象となる省エネ機器の導入費用は機器本体のみとする。
  - (2) 事業主体は、漁業者グループが省エネ型漁業へ転換するために操業技術等の指導が必要な場合は、そのために必要な旅費等を助成する。
- 7 実施要領第7の5の助成金の交付については、次に定めるところによる。
  - (1) 第6の4により計画承認された漁業者グループは、事業主体に対して別紙様式第15号により助成金の交付申請を行い、事業主体は、その審査結果の上、別紙様式第16号により交付決定通知を行う。
  - (2) 交付決定通知を受けた漁業者グループが概算払いにより助成金の交付を受けようとする場合には、事業主体に対して別紙様式第17号の概算払請求書を提出するものとする。



- (3) 事業主体は、(2)の申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。
- (4) 漁業者グループは、事業終了後、事業主体に対して別紙様式第18号の精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。
- (5) 事業主体は、第6の5の事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、漁業者グループに対して別紙様式第19号により通知するものとする。
- (6) 事業主体は、事業実施主体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- (7) (6)の助成金の返還は、事業主体が事業実施主体にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。
- (8) 事業主体が事業実施主体に対し(6)の命令をしたときは、事業主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附則（平成24年4月1日）

- 1 第1の2の(2)及び第2の2の(2)の規定にかかわらず、平成24年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成27年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 2 平成24年1月から3月の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金及び養殖用配合飼料価格差補填金の交付については、なお、従前の例によるものとする。
- 3 第1の6の(1)の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金の交付は、当該四半期の平均原油価格がそれぞれ次の算式により算出された額を越えた場合に行うものとする。

平成24年4月から6月の四半期	$Pft_1 = P_t \times 1.15$
平成24年7月から9月の四半期	$Pft_2 = P_t \times 1.10$
平成24年10月から12月の四半期	$Pft_3 = P_t \times 1.05$

- 4 第1の6の(2)の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る漁業用燃油1キロリットル当たりの燃油補填金の額は、それぞれ次の算式により算出された額を限度とするものとする。

平成24年4月から6月の四半期	$P_c = P_q - P_{t_1}$
平成24年7月から9月の四半期	$P_c = P_q - P_{t_2}$
平成24年10月から12月の四半期	$P_c = P_q - P_{t_3}$

- 5 第2の6の(1)の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る養殖用配合飼料価格差補填金の交付は、当該四半期に係る基準輸入原料価格がそれぞれ次の算式により算出された額を越えた場合に行うものとする。

平成24年4月から6月の四半期	$Pft_1 = P_t \times 1.15$
平成24年7月から9月の四半期	$Pft_2 = P_t \times 1.10$
平成24年10月から12月の四半期	$Pft_3 = P_t \times 1.05$

- 6 第2の6の(2)の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る養殖用配合飼料1トン当たりの配合飼料補填金の額は、それぞれ次の算式により算出された額を限度とするものとする。

平成24年4月から6月の四半期	別紙算式Ⅶの(1)に該当しない場合	$A = Pfq - Pft_1$
	別紙算式Ⅶの(1)に該当する場合	$A' = A - \{(Pf q - Pft) - (F - Ft)\}$
平成24年7月から9月の四半期	別紙算式Ⅶの(1)に該当しない場合	$A = Pfq - Pft_2$
	別紙算式Ⅶの(1)に該当する場合	$A' = A - \{(Pf q - Pft) - (F - Ft)\}$
平成24年10月から12月の四半期	別紙算式Ⅶの(1)に該当しない場合	$A = Pfq - Pft_3$
	別紙算式Ⅶの(1)に該当する場合	$A' = A - \{(Pf q - Pft) - (F - Ft)\}$

附則（平成 25 年 4 月 1 日）

第 1 の 2 の（2）及び第 2 の 2 の（2）の規定にかかわらず、平成 25 年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成 28 年 3 月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。

附則（平成 25 年 6 月 24 日）

- 1 この通知は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 の 1 の（4）の規定にかかわらず、平成 25 年 4 月 1 日を起算日とする参加契約の締結期限については、平成 25 年 12 月末とする。
- 3 第 1 の 2 の（2）の規定にかかわらず、平成 25 年 7 月から 12 月末までに締結する積立契約については、平成 28 年 3 月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 4 第 1 の 2 の（5）の規定にかかわらず、平成 25 年 7 月から 12 月末までに締結する積立契約の締結期限については、次の期日を起算日とする積立契約に応じて、それぞれ次の締結期限とする。
  - （1）平成 25 年 7 月 1 日を起算日とする積立契約 平成 25 年 8 月末まで
  - （2）平成 25 年 10 月 1 日を起算日とする積立契約 平成 25 年 10 月末まで
  - （3）平成 26 年 1 月 1 日を起算日とする積立契約 平成 25 年 12 月末まで
- 5 第 1 の 4 の（2）に基づき、特例として平成 25 年 7 月から 12 月までに実施する燃油補填金積立金の積増しは、加入者ごとに 1 回に限るものとする。

附則（平成 26 年 2 月 6 日）

- 1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。

附則（平成 26 年 3 月 20 日）

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 の 2 の（2）及び第 2 の 2 の（2）の規定にかかわらず、平成 26 年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成 29 年 3 月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。

附則（平成 27 年 2 月 3 日）

- 1 この通知は、平成 27 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 第 1 の 2 の（2）及び第 2 の 2 の（2）の規定に関わらず、平成 27 年度に締結する東日本大震災の被災漁業者に係る積立契約については、平成 30 年 3 月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 3 第 4 の 2 及び 3 の規定に関わらず、平成 27 年 3 月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のおりとする。
- 4 第 5 の 5 の（2）①の規定に関わらず、平成 25 年度補正予算で行った省燃油活動推進事業については、平成 26 年度末を超えて行う事業の経費は助成の対象外とし、事業の精算については、27 年度に行うことができるものとする。
- 5 平成 25 年度補正予算で行った第 5 の省燃油活動推進事業及び第 6 の省エネ機器等導入推進事業については、第 5 の 5 の（2）①を除き、なお従前の例による。

別表（第5の5項関係）

1 省燃油活動に要する経費

項 目	助成対象経費	助成水準
① 漁場データの収集・分析	人件費	定額
	用船料	
	観測機器	1 / 2 以内
	機器等借料	
	消耗品費等	
② 省エネ漁具等による省エネ操業	用船料	定額
	省エネ測定機器	1 / 2 以内
	消耗品費等	
③ 漁船の燃費向上化（船底の状態改善）	人件費	定額
	役務費（処分費等）	1 / 2 以内
	消耗品費等	
④ その他省エネ効果があるものとして省燃油活動推進委員会が案を定めて水産庁長官が認めた活動	人件費	定額
	用船料	
	省エネ測定機器	1 / 2 以内
	消耗品費等	

2 1の活動に係る事務費等

項 目	助成対象経費	助成水準
① 運営に要する経費	人件費	定額
	通信費	
	印刷費	
	報告書作成費	
	消耗品費	
② 会議に要する経費	会場費	定額
	印刷費	
	消耗品費	
③ 実施状況の確認に要する経費	人件費	定額
	印刷費	
	消耗品費	

別 紙

算 式 I

(平成 27 年 5 月まで)

$$P_m = \frac{(P_d + P_o) E}{2 \times 0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{m i}$$

$P_m$  : 月平均原油価格

$P_d$  : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

$P_o$  : 「オマーン原油価格」の月平均価格

$E$  : 漁業用燃油価格差補填交付金交付対象四半期の各月の TTM  
(電信仲値相場) 平均値

$P_q$  : 漁業用燃油価格差補填交付金交付対象四半期の平均原油価格

$P_{m i}$  : 漁業用燃油価格差補填交付金交付対象四半期の各月の平均原油  
価格

(平成 27 年 6 月以降)

$$P_m = \frac{P_d \times E}{0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{m i}$$

$P_d$  : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

$E$  : 漁業用燃油価格差補填交付金交付対象四半期の各月の TTM  
(電信仲値相場) 平均値

$P_q$  : 漁業用燃油価格差補填交付金交付対象四半期の平均原油価格

$P_{m i}$  : 漁業用燃油価格差補填交付金交付対象四半期の各月の平均原油  
価格

## 算式 II

$$P_t = \frac{1}{60} \left( \sum_{i=1}^{84} p_{mi} - \left( \sum_{i=1}^{12} \max(p_{mi}) + \left( \sum_{i=1}^{12} \min(p_{mi}) \right) \right) \right)$$

$P_t$  : 漁業用燃油価格差補填交付金交付対象四半期の直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格

$p_{mi}$  : 漁業用燃油価格差補填交付金交付対象四半期の直前7年間の各月の平均原油価格

$\max(p_{mi})$  :  $p_m$ のうち*i*番目に大きい値

$\min(p_{mi})$  :  $p_m$ のうち*i*番目に小さい値

(注1) ドバイ原油価格及びオマーン原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)については、信頼性の高い世界的な指標を使用するものとする。

(注2) 原油価格はドバイ、オマーン原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)を除いて、円/klとする。

## 算式 III

$$P_c = (P_q - P_t)$$

$P_c$  : 単位数量当たり漁業用燃油価格差補填交付金額

## 算式IV

$$P_{fq} = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{fmi}$$

$P_{fq}$  : 養殖用配合飼料価格差補填交付金交付対象四半期の平均配合飼料価格

$P_{fmi}$  : 養殖用配合飼料価格差補填交付金交付対象四半期の各月の平

## 均配合飼料価格

算式 V

$$\text{Pft} = \frac{1}{60} \left( \sum_{i=1}^{84} \text{Pfm}i - \left( \sum_{i=1}^{12} \max(\text{Pfm}i) + \left( \sum_{i=1}^{12} \min(\text{Pfm}i) \right) \right) \right)$$

Pft : 養殖用配合飼料価格差補填交付金交付対象四半期の直前 7 年間の配合飼料価格のうち、高値 1 年間分と安値 1 年間分を除いた 5 年間分の平均配合飼料価格

Pfmi : 養殖用配合飼料価格差補填交付金交付対象四半期の直前 7 年間に供給された配合飼料の各月の平均価格

max(pfmi) : Pfm のうち i 番目に大きい値

min(pfmi) : Pfm のうち i 番目に小さい値

算式 VI

$$\text{Pfc} = \text{Pfq} - \text{Pft}$$

Pfc : 単位数量当たり養殖用配合飼料価格差補填交付金額



## 年度四半期別漁業用燃油購入実績報告書

年 月 日

事業主体の長 殿

（漁業者）

住所

氏名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

漁業用燃油の購入実績	
<input type="checkbox"/> 第1四半期（4月～6月）	
<input type="checkbox"/> 第2四半期（7月～9月）	
<input type="checkbox"/> 第3四半期（10月～12月）	
<input type="checkbox"/> 第4四半期（1月～3月）	
A重油	リットル
軽油	リットル
ガソリン	リットル
〇〇〇〇	リットル
合計	リットル

\* 提出指示のあった四半期に「レ印」を入れ、油種別に記載して下さい。

## 年度四半期別養殖用配合飼料購入実績報告書

年 月 日

事業主体の長 殿

（養殖業者）

氏名

住所

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

養殖用配合飼料の購入実績	
<input type="checkbox"/> 第1四半期（4月～6月）	
<input type="checkbox"/> 第2四半期（7月～9月）	
<input type="checkbox"/> 第3四半期（10月～12月）	
<input type="checkbox"/> 第4四半期（1月～3月）	
配合飼料	キログラム

\* 提出指示のあった四半期に「レ印」を記入して下さい。

別紙様式第3号（第5の1関係）

省燃油活動推進委員会設置承認申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所  
事業主体名  
代表者氏名

印

漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第5の1に規定する省燃油活動推進委員会について、別添の設置要領のとおり設置したいので、同第5の1の（2）の規程に基づき承認を申請します。

省燃油活動プラン承認申請書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

下記のとおり省燃油活動推進事業を実施することとしたいので、漁業経営セーフティネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第5の2の（1）の規定に基づき、省燃油活動プランについて承認されたく申請する。

記

1 目的及び概要

2 事業計画

実施項目	実施予定時期	実施人数	実施する事業の内容

3 事業費

項目	事業費	負担区分		積算内訳
		国庫補助金	その他	
	円	円	円	

4 浜の活力再生プランとの連携について（連携がない場合は未記入）

認定日付	認定番号	浜の活力再生プランの概要

5 添付資料

# 平成〇〇年度省燃油活動推進事業に係る 実施報告書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

漁業経営セーフティネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第5の3に基づき、下記のとおり報告する。

## 記

活動項目	事業費		備考
	国庫補助金	その他	
	円	円	

添付資料：年度実施状況報告書（添付様式例第5-1）

※その他必要に応じて提出

### <施行注意>

事業主体は、当該計画書及び報告書を受け、事業実施に疑義及びその内容が適切でないと判断した場合は、内容を確認の上、事業の円滑な推進を図るため、事業実施主体に対し、指導及び書類の再提出を行わせることとする。

平成〇〇年度 年次実施状況報告書

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

活動項目	活動内容	実施時期	実施人数	使用船(隻)	活動目標(成果)・活動内容を具体的に記入

<事業実施主体検証欄>

<事業主体確認欄>

注：年度実施状況報告書においては、事業主体は当該実施計画書に基づき適正に事業が行われているか活動項目ごとに確認を行い、確認欄にその結果を記入すること。

## 平成〇〇年度省燃油活動推進事業に係る 実施状況確認通知書

番 号  
年 月 日

事業実施主体代表者 殿

住 所  
事 業 主 体 名  
代 表 者 氏 名 印

漁業経営セーフティネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第5の4の（2）の規定に基づき、省燃油活動プランの実施状況について、下記の関係書類により確認したことを通知する。

記

事業実施主体より提出のあった資料を記載



省燃油活動推進事業費助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で承認のあった省燃油活動プランに係る助成金について、「漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について」（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第5の6の（1）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の額

項 目	必要な助成金の額 円	概算払 有・無	備 考

※概算払の欄中、「有」に○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目ごとに記載すること。

2 振込先

別紙様式第8号（第5の6関係）

省燃油活動推進事業費助成金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

事業実施主体  
事業実施主体の代表者 殿

事業主体の長

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で承認のあった貴殿が行う省燃油活動推進事業に係る助成金について、申請のとおり交付することを決定したので、「漁業経営セーフティネット構築等事業の運用について」（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第5の6の（2）の規定に基づき通知します。

別紙様式第9号（第5の6関係）

省燃油活動推進事業費助成金概算払請求書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
事業実施主体名  
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払いにより支払いをされたく、「漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について」（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第5の6の（3）の規定に基づき請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 (a)-(b+c)	備考
合 計					

省燃油活動推進事業費助成金精算払請求書

番 号  
年 月 日

事業主体の長 殿

住 所  
事業実施主体名  
代 表 者 氏 名 印

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で承認のあった本地域水産業再生委員会が行った省燃油活動推進事業について、「漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について」（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3038 号水産庁長官通知）第 5 の 6 の（5）の規定に基づき精算金として金〇〇〇〇〇円を請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不用額 (a)-(b+c)	備考
合 計					

別紙様式第 11 号（第 5 の 6 関係）

省燃油活動推進事業の助成金額の確定通知

番 号  
年 月 日

事業実施主体名  
事業実施主体の代表者 殿

事業主体の長

平成〇〇年〇月〇日付け（番号）で貴殿から提出のあった省燃油活動推進事業費助成金精算払請求書の内容を確認した結果、省燃油活動推進事業の助成金の額は金〇〇〇〇〇〇〇円に確定したので通知する。

なお、精算額として、金〇〇〇〇〇〇〇円を別途支払ったので併せて通知する。

番 号  
年 月 日

省エネ機器等導入推進事業における省エネ計画承認申請書

事業主体名  
代表者氏名 殿

住 所  
漁業者グループ名  
代 表 者 氏 名 印

省エネ機器等導入推進事業における省エネ計画について、漁業経営セーフティネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第6の1の（1）の規定に基づき、別添のとおり、提出します。









5. 浜の活力再生プランとの連携について（連携が無い場合は未記入）

認定日付	認定番号	参加する地域水産業再生委員会の名称	浜の活力再生プランの概要

（注）認定日付及び認定番号については、参加する地域水産業再生委員会が水産庁長官から受領した承認通知書の日付と文書番号を記入すること。

6. 過去の省エネ機器事業の利用状況（無い場合は未記入）

該当者氏名	該当事業及び年度	助成を受けた機器	備考

（注）過去の省エネ機器事業とは、①体質強化グループ活動支援事業（平成21～23年度実施）、②漁業経営体質強化機器設備導入支援事業（平成23～26年度実施）及び③省エネ機器等導入推進事業（平成25年度実施）の3事業。

別紙様式第12号（第6の1関係）の別添2

被害状況説明調書

住 所  
 漁業者グループ名  
 代表者氏名

印

（漁業設備に被害を受けた漁業者の状況）

構成員氏名	被害場所	被害を受けた漁業設備の名称 （型式・機種等）	漁業設備の被害の程度	備考

- （注） 1 被害を受けた漁業設備の名称の欄は漁船・船内機等、具体的に記載のこと。  
 2 被害場所の欄は、漁具倉庫、岸壁、沈没漁船内等を記載のこと。  
 3 漁業設備の被害の程度の欄は、船外機水没等を記載のこと。  
 4 被害を受けた漁業設備が、流失等の理由によって所在不明の場合を除き、漁業設備の写真を添付すること。

上記の被害状況について相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇〇〇漁業協同組合代表理事組合長 氏 名 印

省エネ機器等導入推進事業費助成金承認通知書

番 号  
年 月 日

漁業者グループ名  
代表者氏名 殿

住 所  
事業者主体名  
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け（番号）で申請のあった貴殿が行う省エネ機器等導入推進事業における省エネ計画について承認したため、漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第6の4の規定に基づき、通知します。

別紙様式第14号（第6の5関係）

省エネ機器等導入推進事業に関する実績報告書

番 号  
年 月 日

事業主体名  
代表者氏名 殿

住 所  
漁業者グループ名  
代 表 者 氏 名

印

漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第6の5の規定に基づき、下記のとおり、実績を報告します。

記

1 事業の概要

2 機器設備導入内容

(1) 導入状況

導入日	導入機器設備内容 (名称・型式等)	導入数量	導入金額	備 考
			(合計額)	

(2) 助成金額

事業に要した経費	助成金の額	備 考

3 添付書類

(1) 事業に要した経費の証明書類（領収証の写し等）

(2) 導入した機器設備の設置状況写真（漁船用エンジンについては、設置状況及び銘板等の拡大写真も添付すること）

省エネ機器等導入推進事業費助成金交付申請書

番 号  
年 月 日

事業主体名  
代表者氏名 殿

住 所  
漁業者グループ名  
代 表 者 氏 名 印

省エネ機器等導入推進事業に係る助成金の交付について、漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第6の7の（1）の規定に基づき、下記のとおり、申請します。

記

1 助成金の額

項目	必要な助成金の額	概算払	備 考
		有・無	
	(合計) 円		

※概算払の欄中、「有」に○をした場合には、備考欄に予定時期と理由を項目ごとに記載すること。

2 振込先口座

3 省エネ機器設備導入計画の内容

導入予定日	導入機器設備内容 (名称・型式等)	導入数量	導入金額	備 考
			(合計) 円	

省エネ機器等導入推進事業費助成金交付決定通知書

番 号  
年 月 日

漁業者グループ名  
代表者氏名 殿

住 所  
事業者主体名  
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け（番号）で申請のあった貴殿が行う省エネ機器等導入推進事業に係る助成金について、申請のとおり、交付することを決定したので、漁業経営セーフティネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第6の7の（1）の規定に基づき通知します。



別紙様式第17号（第6の7関係）

省エネ機器等導入推進事業費助成金概算払請求書

番 号  
年 月 日

事業主体名  
代表者氏名 殿

住 所  
漁業者グループ名  
代 表 者 氏 名 印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり概算払により支払されたく、漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第6の7の（2）の規定に基づき、請求します。

記

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	残額 (a) - {(b) + (c)}	備考
省エネ機器等導入推進事業費					

別紙様式第18号（第6の7関係）

省エネ機器等導入推進事業費助成金精算払請求書

番 号  
年 月 日

事業主体名  
代表者氏名 殿

住 所  
漁業者グループ名  
代 表 者 氏 名

印

平成 年 月 日付け（番号）で通知のあった交付決定通知書に基づき、下記のとおり精算払いにより支払いをされたく、漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第6の7の（4）の規定に基づき、請求します。

記

（単位：円）

項 目	交付決定額 (a)	既受領額 (b)	今回請求額 (c)	不用額 (a) - {(b) + (c)}	備 考
省エネ機器等導入推進事業費					

省エネ機器等導入推進事業の助成額の確定通知

番 号  
年 月 日

漁業者グループ名  
代表者氏名 殿

住 所  
事業者主体名  
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け（番号）で貴殿から提出のあった省エネ機器等導入推進事業費助成金精算払請求書の内容を確認した結果、省エネ機器等導入推進事業の助成額は金 円に確定したので、漁業経営セーフティーネット構築等事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第3038号水産庁長官通知）第6の7の（5）の規定に基づき、通知する。

なお、精算額として、金 円を別途支払ったので併せて通知する。